

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望ヶ丘定款第8条に基づき、社会福祉法人希望ヶ丘(以下「法人」という)の理事長及び常務理事(以下「常勤役員」という)、理事、監事、評議員(以下「非常勤役員」という)の役員報酬等の支給について定める。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、月額の基本給、特別調整手当、通勤手当とし、必要に応じて、期末特別手当を支給する。

2 非常勤の役員報酬は、日当とする。

(報酬の支給方法)

第3条 常勤役員の報酬は、その全額を直接役員に支払うものとする。但し、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬から控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき、自己銀行口座への振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は、その月の月額の全額を翌月15日に支給するものとする。但し、支給日が休日及び土曜日に当たるときは、その前日に支給する。

2 非常勤役員の日当は、出勤当日又は当月末に支給するものとする。

(基本給)

第5条 理事長の基本給月額を、理事会において決定する。

2 常務理事の基本給月額を、理事会において決定する。

(日当)

第6条 非常勤役員が理事会、評議員会、監事会等(以下「会議」という)に出席したときは、次のとおり日当(交通費含む)を支給する。

理事 8,000円

評議員 8,000円

監事 8,000円

(特別調整手当)

第7条 特別調整手当は、職員給与規程に定める調整手当に準じて支給することができる。

(常勤役員の通勤手当)

第8条 通勤手当は、職員給与規程に定める通勤手当に準じて支給することができる。

(常勤役員の旅費)

第9条 石垣市以外の地域に居住する非常勤役員が、会議に出席した場合は、職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。

(期末特別手当)

第10条 期末特別手当は、8月1日、12月1日(以下「基準日」という)に在職する常勤役員に支給する。

これらの基準日ひと月前に退職、又は死亡した常勤役員についても同様に支給する。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日において当該役員の基本給月額を基準として職員の支給率に準じて支給する。
- 3 支給額は、法人の業績、経営状況を勘案し、その者の職務実績に応じてこれを増額又は減額することができる。

(月途中で就任又は退職した場合の報酬)

第11条 つきの初日以外の日において、新たに就任した常勤役員の就任当月分の報酬及び月の末日以外の日において退職した常勤役員に報酬を支払う場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって支給する。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事会において定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。